

熊議議告示第1号

令和7年1月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

熊本市議会議長 寺本義勝



1 日時

令和7年（2025年）1月14日（火）午前10時（本会議開催時）

2 場所

熊本市役所議会棟 議場

3 事件名

議第1号

「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」

4 意見を述べる機会を与える請求代表者の数

5人以内

5 意見を述べる時間

30分以内（各陳述者の合計時間）